

判定士だより

KANAGAWA
VOL-11 2004

判定士の皆さんには、大地震発生直後に災害対策本部の要請を受け、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図るための応急危険度判定活動を行うという大変重要な役割をお願いしています。

目次	◆ 特集1 平成15年度応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練	・・・ 1
	◆ 特集2 宮城県北部連続地震における判定活動記録	・・・ 4
	◆ Q & A 講習会での質問等に対する回答	・・・ 6
	◆ 協議会ニュース・平成15年度各地の参集模擬訓練	・・・ 8
	◆ インフォメーション・協議会ホームページのご案内	・・・ 10

特集1 平成15年度 応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練

神奈川県建築物震後対策推進協議会(以下、協議会)では、毎年、判定士の皆さんと一体となって実践的な訓練を行っています。

本年度は平成15年11月27日に横須賀市内の木造家屋が被災したとの想定で模擬訓練が実施され、判定士82名(県外視察2名)と県及び市町村職員による判定コーディネーター72名が参加して行われました。

特集では、訓練の様相を判定の流れに沿って紹介します。

判定訓練

1 判定士の要請伝達訓練

訓練前日、横須賀市から神奈川県に判定士派遣要請がなされ、県から各自治体に連絡がありました。

各自治体は、地元の判定士に参集場所、時間等を連絡し、派遣判定士やコーディネーターの人数を防災行政無線電話にて県に報告しました。

2 集合

参集場所は、横須賀市鴨居地域自治活動センターです。



3 受付

受付で判定士の皆さんの認定証の提示や健康状態を確認します。



4 判定作業事前説明

コーディネーターが判定調査にあたり、調査方法や注意事項を説明しているところです。

判定作業をビデオで予習!



5 資機材をもらい、いざ出発!



判定士の皆さんは2人一組になって、調査に必要な資機材を受け取り徒歩で判定現場に向かいます。

次ページへ

判定訓練

6 判定作業

訓練当日参集した判定士が2人一組になって、2棟の判定を行いました。
判定は、木造建築物の応急危険度判定調査表に添って行います。

① 判定現場(市営鴨居住宅)に到着



② 建物概要の把握 (用途,構造,階数,1階の寸法などを確認)



③ 隣接建物、周囲の地盤の状況把握



④ 外観からの被害状況



⑤ 落下危険物被害把握 (瓦,窓ガラス,外装材など)



⑦ 総合判定、コメントを記入



⑥ 下げ振りにより1階の傾斜測定



⑧ 判定標識にコメントを記入



⑨ 判定標識を貼り付け



⑩ 参集場所に戻り、資機材を返し、判定結果表を提出



7 判定例の事後説明、講評

コーディネーターがあらかじめ作った判定例について各項目と総合判定、コメントの説明が行われました。



8 終了、解散

訓練に参加された判定士の皆さんご苦勞様でした。

判定結果の集計

判定結果集計表（Aグループ—21組、Bグループ—20組）

建築物名称	A—①			A—②		
想定判定結果	要注意（黄）			危険（赤）		
調査時の着目点	<ul style="list-style-type: none"> 部分的な基礎の被害 外装材、窓ガラスの被害 			<ul style="list-style-type: none"> 構造躯体の不同沈下 著しい基礎の被害 1階の傾斜1/20超え 		
訓練判定結果 （判定標識）	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）
	3組	18組	0組	0組	2組	19組
判定士が貼付した 標識の主な コメント（要約）	<ul style="list-style-type: none"> ガラスの割れあり、入室に注意。 一部外壁、基礎にひび割れあり、立入注意。 			<ul style="list-style-type: none"> 外壁、屋根、基礎に損傷が激しく危険。 倒壊の危険、立ち入らないでください。 		

建築物名称	B—①			B—②		
想定判定結果	要注意（黄）			危険（赤）		
調査時の着目点	<ul style="list-style-type: none"> 部分的な基礎の被害 腐食・蟻害による一部欠損 瓦の著しいずれ 			<ul style="list-style-type: none"> 構造躯体の不同沈下 著しい基礎の被害 		
訓練判定結果 （判定標識）	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）
	2組	15組	3組	0組	4組	16組
判定士が貼付した 標識の主な コメント（要約）	<ul style="list-style-type: none"> 瓦のずれ、落下注意。 外壁クラック、基礎の沈下あり、立入注意。 			<ul style="list-style-type: none"> 瓦のずれ、落下注意。 基礎の沈下により危険。 煙突、樋落下注意。 		

訓練参加者の感想等

- * 参集手段を調べるのがいい経験になった。
- * 不慣れなため判断に迷ってしまった。（老朽化と被災のちがいは）
- * 2人の役割分担等話し合う時間がほしかった。
- * 見る人によって判定が変わってしまうので、コーディネーターに実地で指導を受けたい。
- * 木造以外の供試体での訓練を経験したい。



総 評

- ・ 判定結果は、以上のとおりでした。概ね判定に差はないことがうかがえますが、B—①棟は判定結果が緑、黄、赤の全部におよんでいました。調査項目としては、構造躯体の不同沈下の程度、基礎の被害の程度、腐食・蟻害の程度及び落下物の判定で見解が分かれたようです。協議会の判定例では、不同沈下はAランク、基礎はBランク、腐食についてはBランク、落下物については瓦の著しいずれからBランクとしています。
- ・ 判定士の誰もが同じ結果というのはなかなか難しいと思いますが、判定のコツとしては、実際には、外観からは損傷がないとして、住み続けている住民の方がいらっしゃった場合に、この判定の趣旨である余震に対して倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図るということから判断したらいいのではないかと思います。
- ・ 下げ振りによる傾斜測定で、被災建物内に入って測定している状況が見られました。ふたりの内ひとり、安全対策のため落下物等の危険を察知できるように建物に近づき過ぎないように注意する必要があります。
- ・ 訓練に参加された判定士の皆さん本当にご苦労様でした！

《来年度の訓練には、幅広くたくさんの方の判定士の皆さんの参加をお待ちしています。》

特集2 宮城県北部連続地震における判定活動記録

平成15年7月26日に発生した宮城県北部連続地震による被災建築物についての応急危険度判定が、宮城県を判定支援本部として平成15年7月27日(日)から8月3日(日)にかけて実施され、延べ736名の判定士により7,245棟の判定が行われました。

平成15年7月30日に宮城県から正式な派遣要請ではありませんが、応急危険度判定の実務協力の受け入れについて連絡がありました。これを受けて、神奈川県からは県職員2名と(財)神奈川県建築安全協会の職員1名の計3名が、7月31日に現地へ向かい、8月1日から3日間判定活動に参加しました。

支援の概要

日付	平成15年8月1日		平成15年8月2日		平成15年8月3日
調査区域	南郷町		鹿島台町	河南町	鳴瀬町
調査棟数	62棟		23棟	14棟	23棟
判定結果	危険 15棟 要注意 12棟 調査済 35棟	危険 5棟 要注意 13棟 調査済 5棟	危険 2棟 要注意 3棟 調査済 9棟	危険 0棟 要注意 2棟 調査済 21棟	
被災概要	<ul style="list-style-type: none"> 古い農家が多く、瓦の落下やブロック塀の倒壊が目立つ。 近くの鳴瀬町で産する「のびる石(松島石)」を使用した石積みの塀や建物の被害が多い。 		<ul style="list-style-type: none"> 古い農家の附属屋には石積の腰壁に木小屋をかけたものが多く、石積みの固定が不十分で崩れたものが多い。 街中の建物には亀裂程度で被害が少ない。 		<ul style="list-style-type: none"> 担当区域は比較的新しい開発地で、瓦の落下が多少見られるものの建物に重大な被害はなかった。
判定士のコメント	<ul style="list-style-type: none"> 判定活動をとおしてみた感じでは、被害を受けたものの多くは宮城沖地震の時、運良く被害を免れた古い家屋がほとんどで、最近の住宅にはあまり被害は観られなかった。ただし、上にも書かれたとおり、この地域には石積の建物の被害が多く、今回の特色といえそうだ。 				

応急危険度判定の全体概要

- 実施期間：平成15年7月27日(日)～平成15年8月3日(日)
- 実施主体：矢本町、河南町、鳴瀬町、鹿島台町、南郷町
- 支援本部：宮城県
- 支援機関等：国土交通省、仙台市、石巻市、塩竈市、古川市、岩手県、秋田県、福島県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、北海道、(財)日本建築防災協会、他建築関係団体、ボランティア判定士
- 支援派遣(調査)チーム：延べ344班(延べ736名)内、宮城県以外の応援は36名
- 判定結果概要(最終)

構造別

	木造	鉄骨造	RC・CB造
危険	1,174	37	49
要注意	2,117	46	18
調査済	3,498	235	71
計	6,789	318	138

実施町別

	矢本町	河南町	鳴瀬町	鹿島台町	南郷町	判定数	割合
危険	371	497	165	33	194	1,260	17.4%
要注意	479	855	373	117	357	2,181	30.1%
調査済	1,025	1,460	525	50	744	3,804	52.5%
計	1,875	2,812	1,063	200	1,295	7,245	100.0%



判定活動の状況



■判定本部（石巻西高校）



■危険(前面に傾斜) 鹿島台町



■石積の腰壁+木屋組



小屋組のアンカーを石で挟んだだけの固定



■ブロック塀の倒壊



■判定結果の説明

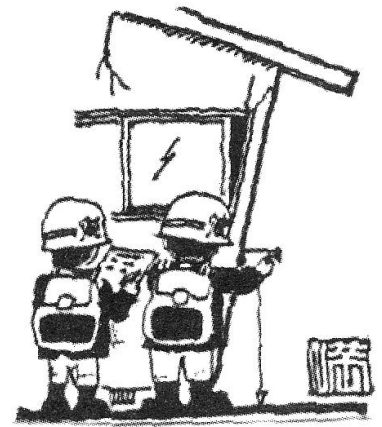
その他の被災状況



■国保病院(北棟) 鹿島台町



3階柱の剪断破壊



平成 15 年度応急危険度判定講習会において受講者からいただいたご質問のうち、紙面の都合上複数の質問があった項目について回答いたします。また、これまでのご質問やご意見等については、協議会HPをご参照ください。

なお、文中の手帳ページは改訂版の応急危険度判定手帳(緑表紙)を使用していますが、手帳は印刷年度により若干ページが異なります。文中()内のページについては、ウラ表紙に透明ポケットが付いている手帳ページです。

制度編(講習会、訓練、補償等)

Q-1 「応急危険度判定」はいつ、誰が、行うのか。

A-1 「応急危険度判定」は地震発生後の1~2日後から余震が繰返し発生する2週間くらいの中に、市町村から依頼を受けた「応急危険度判定士」が行います。判定の流れは、次のとおりです。

◇判定の流れ



① 大規模地震により住宅などの建築物が被災した場合、県及び被災市町村は災害対策本部を設置します。

② 災害対策本部は管内の建築物の被災状況を調査し、応急危険度判定を実施するか否かを決定します。

③ 実施の場合、応急判定実施本部を設置し、実施計画を作成するとともに、地元判定士に協力要請して判定活動を開始します。

④ 地元判定士だけでは対応できない場合、実施本部は県災害対策本部に支援要請を行います。

⑤ 支援要請を受けた県は応急判定支援本部を設置、県内の無被害市町村に派遣要請を行います。

⑥ 支援要請を受けた無被害市町村は、管内の判定士に協力要請を行い、被災市町村を支援します。

⑦ 県内の判定士数が足りない場合、他の都道府県に広域支援要請します。

⑧ 応急危険度判定調査開始

判定士が調査を行い、その判定結果に基づく判定標識を調査建築物に貼付します。

判定士被災現場へ向かう

Q-2 模擬訓練に参加したいが、どのようにしたら良いのか。

A-2 協議会事務局または、市町村担当課に問い合わせてください。担当窓口一覧は手帳P72~74(P90~92)を参照してください。また、協議会ではより多くの判定士の皆さんに訓練への参加や迅速な情報提供ができるよう検討していきます。

Q-3 判定士が判定調査中、負傷した場合補償はあるのか。

A-3 協議会では、判定士の方の万一の事故に備えて保険に加入しています。補償の範囲・内容については、手帳P8(P9)を参照してください。

Q-4 判定士になり数年になる。この所、各地で地震があり判定士が出動したと聞いているが、県内の民間判定士を派遣することはないのか。

A-4 左図の判定の流れにあるように、被災後⇒地元判定士⇒県内無被害市町村判定士⇒他都道府県広域支援判定士となります。従って、被災地判定支援本部(都道府県災害対策本部)から支援要請がないと判定士を派遣することができません。

また、阪神大地震のような大規模な判定活動については、国の指示により都道府県及び近隣市町の職員並びに民間判定士が招集されました。

Q-5 コーディネーターはどんな役割か。

A-5 当該市町村災害対策本部が応急危険度判定を実施する際に、判定士の受け入れ準備(食事や宿泊場所の手配、車両の確保など)や判定士の指揮・監督する者で、行政側応急危険度判定士が担います。協議会主催の専門的研修を受けます。

No.	Q・質問	A・回答
1	建物の傾斜について、傾斜測定をx/100 にしないのか。	木造建築物の傾斜は、1/60、1/20であり計算しやすい x/120を採用しています。また、下げ振りも1.2mで印を付けてあります。傾斜について詳しくは判定手帳P47(P55)を参照してください。
2	調査表1で一見して危険と判定したら、調査2、3はやらなくても良いのか。	調査表1で一見して危険と判定したら、該当欄に記入し総合判定に進み調査を終了してください。
3	判定標識は建物の大きさ形状に関わらず、1棟1枚か。	1棟につき1枚が原則ですが、規模の大きい建物で、出入口が複数ある場合は、安全で見やすい部分に貼ってください。
4	判定時に危険なものがある場合、それを取り除いて良いのか。	判定士の方の安全が第一ですので、危険個所には立ち入らず、コメント欄にその状況を記載してください。
5	判定調査時に、デジタルカメラ等を撮り、再度検討するなり多くの情報を蓄積する必要があるのではないのか。	被災地の住民はかなりのショックを受けているので、カメラ等の使用は避け判定調査を優先してください。特別に使用する場合は居住者の承諾を得てください。
6	判定調査の順序が、 1. 一見して… 2. 落下危険物… 3. 隣接建築物… となっているが、調査表は 1→3→2の順番で記入するようになっている。判定調査順に様式を変えたらどうか。	判定調査表は、全国統一の書式になっています。判定にあたっては、最初に外観目視で被災状況を確認し、その後細部にわたり調査をすすめますが、目視の時点で落下物等の危険があるときは先に3の落下危険物等の調査をしてください。
7	天候により、判定表示ができない場合はどうするのか。	天候等の状況により判定表示ができない場合は、市町村の応急判定実施本部の指示に従ってください。
8	外観目視の調査方法で良いのか。特にS造の柱、梁や部材の損傷状況は内部調査を必要とするのではないのか。	<p>応急危険度判定の調査は、原則として建築物の外部から簡単な計測資機材等を使用し、目視により行います。判定調査は、短時間に多くの建築物を応急的に判定し、その結果を居住者に提供することにあります。</p> <p>S造など部材の判定が、仕上げ材料やサッシ等で隠れて困難な場合があります。その場合は、仕上げ材等の損傷状況で、地震時に受けた力の大きさがある程度判断ができるのではないかと考えられます。</p>
9	鉄骨造における筋かいは、塑性座屈をカウンドすることだが、たとえ座屈していたとしても余震が発生した際は、引張力に対しては有効ではないかと考えられるが。	<p>筋かいは、破断率で判定していきます。鉄骨造等でH形鋼や角形鋼管等の重量鉄骨部材による筋かいであっても、構面外に塑性座屈している段階で構造性能(引張力等)が残っていると思われたとしても、安全側の判断で軽微な筋かいの場合と同様に破断として、判定してください。</p> <p>また、天井筋かい等の水平筋かいは調査対象外とします。</p>
10	スライドで、RC造の構造体損傷度分類の説明を解りやすくしてほしい。	講習会のスライドで、鉄筋コンクリート造建築物等の構造体損傷度の分類について見づらい部分については、協議会で検討していきますが、当面判定手帳P68～69(P76～77)を参照してください。



注) 応急危険度判定手帳のウラ表紙に、透明ポケットが付いていない手帳をお持ちの判定士の方には、変更届や認定辞退届用紙が添付されていません。各届出用紙が必要な場合は、協議会委託事務を行っている

(財)神奈川県建築安全協会(TEL 045-212-3599、FAX 045-201-2281)までご連絡ください。

平成15年度・各地の参集模擬訓練

■横浜市総合防災訓練

実施日：平成15年9月1日（月）

場所：横浜市金沢区鳥浜（横浜市所有地）

訓練内容：

被災建築物（木造とRC造を想定）を作成し、判定士6名、コーディネーター5名による判定訓練を実施しました。



■秦野市総合防災訓練

実施日：平成15年8月30日（土）

場所：秦野市立東中学校中央会場
他17会場

訓練内容：

市の総合防災訓練として6,772名が参加
行政職員の応急危険度判定士24名が参集
訓練及び市民向けに応急危険度判定制度等
について説明しました。

■湯河原町総合防災訓練

gg 実施日：平成15年8月31日（日）
場所：湯河原町立湯河原小学校 体育館
訓練内容：

避難所に利用予定の体育館を使用して模
擬的に応急危険度判定を行ないました。

■県・相模原市合同防災訓練

実施日：平成15年9月1日（月）
場所：相模原市 淵野辺公園
訓練内容：

県と相模原市の合同防災訓練として
市民3,500名が参加しました。

■愛川町総合防災訓練

実施日：平成15年8月31日（日）

場所：愛川町 下箕輪消防訓練場

訓練内容：

愛川町周辺直下型地震を想定した発災対応型訓練で、町民の防災意識・防災行動能力の向上を図り、町の防災計画に反映することを目的としています。

災害時に的確・迅速な対応が行なえるよう、様々な防災関係機関との連絡体制等を確認しました。

判定士16名で応急危険度判定を行ないました。



コーディネーター・シナリオ演習の実施

大規模地震発生時に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等を迅速に把握し、様々な応急対策を迅速かつ的確に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして、多くの判定士の方の協力を得て実施する「応急危険度判定活動」がありますが、その際に多くの判定士の方の受入れや判定活動が円滑に効果的に行なえるよう行政職員が「コーディネーター」として判定士の方のサポート役を務めます。

協議会では、この「コーディネーター」の役割を体系的に習得するため、毎年、県及び37市町村職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる図上演習を行ない、判定活動実施の際の初動態勢等の確立や充実強化を図っています。

本年度も、平成16年2月5日（木）に「神奈川自治会館」において県・市町村職員（行政職員）60名が参加して演習を実施しました。



応急危険度判定講習会の実施

協議会では毎年、判定士の方を対象とした講習会を県内各地で開催しています。本年度も「新規登録者向け」5回、「更新者向け」2回、計7回を開催し、新規受講者430名、更新等再受講者414名、合計844名の方が受講しました。

平成16年度も同様に計7回の講習会の開催を予定しています。

日程等は協議会HP等でご案内します。ぜひご参加ください。

更新手続についてのお知らせ

判定士の認定の有効期間は5年ですが、平成12年から認定を辞退される方以外は「自動更新」となりましたので、更新手続は不要です。

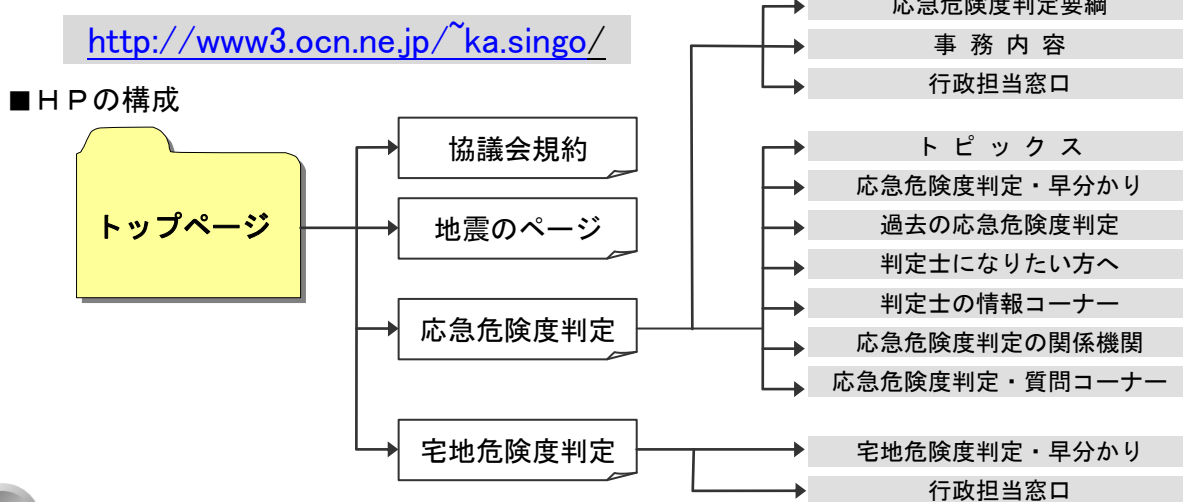
認定の有効期限が到来した判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。

このため、住所の変更などがある場合は必ず、判定士の登録や更新に関する窓口である

(財)神奈川県建築安全協会（TEL 045-212-3599）にご連絡をお願いします。なお、様式等は協議会のHPからダウンロードできます。

協議会ホームページのご案内

協議会では、判定制度や活動状況等に関する情報の公開と判定士の方とのコミュニケーションを目的にホームページ(HP)を開設しています。このHPは、「一般」・「判定士になりたい人」・「判定士」の方々を対象にしています。また、「宅地危険度判定」制度についても紹介しています。



Eメールアドレス登録のお願い

協議会では、判定士の方にEメールアドレスの登録をお願いしています。判定士の方に直接情報提供をしたり、災害時の協力要請の一つの手段として活用していく予定です。登録方法については、HPをご覧ください。

居住地・勤務地等に変更が生じた場合のお願い

ご存知のように、神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条(認定等)の規定には、神奈川県内在住または在勤という条件があり、判定士の皆さんは県知事の認定を受けて神奈川県に登録されています。

居住地・勤務地等に変更が生じた場合には次のとおりお願いします。

■ 転居等された場合、変更届の提出をお忘れなく！

居住地や勤務地等に変更が生じた場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたしますし、この「判定士だより」もお手元に届かなくなることにもなりますので、「変更届」の提出をお願いします。

■ 県外へ転居等された場合、事務局にご一報を！

転居等により、居住地や勤務地共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続が必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、県により資格要件が異なることがありますのでご了承ください。

判定士だより VOL-11 2004

■発行日：平成16年3月19日

■発行：

神奈川県建築物震後対策推進協議会
(事務局) 神奈川県県土整備部建築指導課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
TEL 045-210-1111 (内線 6257, 6258)

■作成・編集：

神奈川県建築物震後対策推進協議会
応急危険度判定部会 広報分科会
財団法人 神奈川県建築安全協会
TEL 045-212-3599

編集後記

今年、政府において東海地震対策大綱を踏まえた東海地震緊急対策方針が決められ、既存の住宅等の耐震性の確保を緊急に進めることとされたところです。これを受けて自治体職員の配備体制等が見直されました。このような中で震後対策を推進するべく、協議会では、行政職員のコーディネーター研修を実施して、応急危険度判定活動をより充実していきたいと考えております。なお、平成4年度から始まった県内の判定士の登録者数は、10,228名(平成15年3月31日現在)となっております。今後とも、判定士の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

(広報分科会：担当 平塚市)